

玉名市人権教育・啓発基本計画策定業務仕様書

1. 業務の名称

玉名市人権教育・啓発基本計画（改定版）策定業務

2. 業務目的

本市は、人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため「玉名市人権教育・啓発基本計画」を平成20年3月に策定したが、この計画も既に10年近くが経過している。またこの間世の中の人権に関わる状況等も変化してきていることから、平成30年3月を目標に改定を行なうこととした。

この改定に当たっては、玉名市民の人権に関しての意識を把握するため、市独自にて2,000人を対象に意識調査を実施し、その調査集計値を分析し結果内容を踏まえた上で、現行の基本計画を基本に、人権における各分野での課題や目的、昨今の現状や新たな法整備等を加えながら、これから玉名市が進めていく人権教育・啓発の基礎となり得る計画の策定を目的とする。

3. 業務内容

(1)「人権に関わる市民意識調査」（以下「市民意識調査」という）の集計・分析等及び結果報告書（CD-ROM等による電子データ（以下「電子データ」という））のとりまとめ

「市民意識調査」は、玉名市民2,000名を対象（無作為抽出）に実施、委託する業務内容については、以下のとおりである。

- ①市民意識調査の分析については、市独自に実施した入力基礎データの利用を可能とする。
- ②前述の入力基礎データが次の理由等で利用できない場合は、貴社独自に入力し直すことは可能とする。但し、この際は市から受け取る回答済み調査票の取扱は慎重に行い、また基礎データの入力完了日を事前に市へ報告すると共に、直ちにものまま返却する。
 - ・市独自の入力基礎データで、何らかの不都合があった場合
 - ・市独自の入力方法等が、貴社が予定する分析や報告書作成において不都合が生じる場合 他
- ③調査集計値の分析等については、業者は独自に調査結果の分析ができる専門員（人権等に関する専門知識を有する者、大学教授等による協力体制も含む）を有して実施する
- ④集計、分析等については、市が設置する「玉名市差別をなくし人権を守る審議会」（以下「審議会」という）や市の意見を反映させ、グラフ等を用いて、人権に関わる分野ごと（以下「各分野」という）に分かりやすく整理する
- ⑤集計、分析等の中間報告等は、市の求めに応じて紙媒体又は電子データにより随時行う
- ⑥市民意識調査結果の最終報告は、審議会及び市の要求を満たした内容とする

(2) 玉名市人権教育・啓発基本計画改定版の策定及び会議等の協力体制

(1)の業務とほぼ同時期に行い、「玉名市人権教育・啓発基本計画（改定版）」（以下「基本計画（改定版）」という）の策定及び策定に向けた各種協力業務

- ①基本計画（改定版）策定で検討していくべき以下の課題や情報等の提供
 - ・現在の人権に関わる課題等
 - ・人権に関わる国際的・国・都道府県等の動向や情報収集
 - ・各分野の人権に関わる法令等の改正点や新たな法整備の追記等

- ・ 其他人権に関して必要と思われる情報提供
 - ・ 市民意識調査結果を受けての、各分野での現状分析及び今後の課題・方向性等の記載
 - ・ 第1次及び第2次玉名市総合計画（平成29年策定予定）に書かれた、人権に関する内容等を組み入れる
 - ・ 人権に各分野の主管課（庁内連携会員）へのヒアリングシート等の提示及び支援
- ②審議会及び市の意見と①の内容を踏まえての基本計画（改定版）（案）の提示
- ③各種会議で使用する資料作成・準備等での協力
- 会 議 名：Ⅰ．審議会委員会（全20名）、Ⅱ．庁内連携会議（全20名）、Ⅲ．事務局会議（全7名）、Ⅳ．人権に各分野の主管課（庁内連携会員）ヒアリング 等
- 実施回数：Ⅰ～Ⅲは各3回の計9回程、Ⅳは各分野1回ずつ程度 （予定）
- ④前述の会議時の協力支援（同席等）

4. 委託期間

契約締結の日から平成30年3月31日まで

5. 成果品

- (1) 「人権に関わる市民意識調査」の調査結果の報告書（電子データ）の提出

納入期限：平成29年5月31日（水曜日）

報告書（正本）（電子データ） A4 140P仕様

概要版 （電子データ） A4 20P仕様

- (2) 玉名市人権教育・啓発基本計画（改定版）

納入期限：平成30年3月30日（金曜日）

・ 基本計画書（正 本） 冊子 A4 80P仕様 600部

・ 概要版 冊子 A4 10P仕様 3000部

・ 基本計画書（正 本）及び概要版の電子データ

6. その他

- (1) 本仕様書に記載している事項に加え、受託者が提案する事項も市と協議のうえ実施することができる。
- (2) 業務の実施に伴い個人情報を取り扱う場合、玉名市個人情報保護条例を遵守しなければならない。
- (3) 委託業務を円滑かつ適正に進めるため、打合せ及び協議は必要に応じてその都度行う。そのため適時協議に応じることが可能な体制をとること。
- (4) 業務における成果品は、玉名市が著作権を持つものとし、玉名市が加工、複写、ホームページの作成等を行い公表できるものとする。
- (5) 本仕様書に明記されていない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と協議し指示に従い業務を進めるとともに、発注者は業務期間中いつでもその業務状況の報告を求めることが出来るものとする。
- (6) 平成20年3月策定の「玉名市人権教育・啓発基本計画（冊子）」、「玉名市人権教育・啓発基本計画（概要版）」、本年度実施した「人権に関わる市民意識調査」の調査票について、参加申込を予定する者は、玉名市人権啓発課へ各1部求めることができる。但し交付する期間は申込期間とする。